

CLT 等を活用した建築物の実証事業（林野庁）

林野庁管轄の「非住宅・中高層建築分野での木造・木質化の実現に向けた、CLT 建築の普及と活用の促進」を目的とした補助金で、建築主や協議会運営者（設計者や施工者などの申請者を指します）が対象となる補助金です。

CLT を活用した建築の施工、設計手法の検証、部材の性能確認を行う実証事業が対象事業になり、設計料も負担される他、実証事業の実施にあたり設置される「協議会」の運営費も定額で助成されます。事業費の 3/10 または 1/2 が補助対象額であり、上限金額の最大は 1 億円です。

申請は建築主と協議会運営者の連名が対象ですが、設計者や施工者、関連専門家が協議会メンバーとして申請を支援可能です。提出にあたっては、設計図や工法比較資料（RC 造などとのコスト・工期の比較）などの書類が必要となります。一次募集が毎年春頃に行われ、近年では補正予算による追加募集が夏頃に行われています。

優良木造建築物等整備推進事業（国土交通省）

国土交通省管轄の「中大規模木造建築物の普及および木造化技術の促進」を目的とした補助金で、建築主や建築主を代表者とする共同事業者などが対象となる補助金です。

住宅・事務所で 4 階建て以上のものや非住宅建築物が対象であり、主要構造部が木造であることや、省エネ性能が ZEH、及び ZEB 基準を満たすことなどが条件であり、2 億を上限に補助がでます（普及枠）。さらに、木造化に係る先導的な設計・施工技術が導入されることなどの追加条件を満たす場合、上限費が 3 億となり（先導枠）、木造化に係る費用の 1/2、建設工事費（木造化による掛増し費用相当額）の 1/3 または 1/2 などが補助対象費となります。

申請は、建築主が対象ですが、建築主と代理契約を交わした者（設計者や施工者などが該当する場合があります）が申請を支援可能です。提出にあたっては、建築関連の資料では木材の使用箇所を示す平面図や断面図を含む木造化の取組内容に関する書類や、木造化に伴って発生した費用の算定書が必要となり、申請受付は毎年 4 月頃に第一回が開始され、6~7 月に採択されます。